

あきた

目 次

規 則

- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第45号）…………… 1
- 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第46号）…………… 2

告 示

- 被保険者証返還命令予告書および弁明の機会付与通知書の公示送達について（第198号）…………… 2
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第199号）…………… 2
- 放置自転車等の撤去および保管について（第200号）…………… 2
- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第201号）…………… 3
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第202号）…………… 3
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第203号）…………… 3
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第204号）…………… 3
- 平成24年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第205号）…………… 3
- 平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第206号）…………… 3
- 平成24年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第207号）…………… 4
- 建築基準法による道路の一部廃止について（第208号）…………… 4
- 建築基準法による道路の廃止について（第209号）…………… 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第210号）…………… 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第211号）…………… 4
- 秋田市議会定例会の招集について（第212号）…………… 4
- 市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収業務の告示事項の変更について（第213号）…………… 4
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第214号）…………… 5
- 秋田市一般廃棄物処理実施計画について（第215号）…………… 5

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第12号）…………… 5

選 管 告 示

- 平成24年 9月 1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録

した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第25号）…………… 5

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第9号）…………… 5
- 農業委員会総会の招集について（第10号）…………… 5

公 告

- 差押財産の公売について…………… 5
- 麻しん又は風しんの第3期および第4期の予防接種について…………… 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について…………… 6
- 放置自転車等の撤去および保管について…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 7
- 平成24年 9月 2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙に届出のあった候補者について…………… 7
- 平成24年 9月 2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有権者が選挙する委員および宅地の貸地権者が選挙する委員の選挙について…………… 7
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 7
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について…………… 8
- 平成24年度のポリオの定期予防接種について…………… 8

上 下 水 道 局 告 告

- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 入札参加希望者の公募について…………… 10
- 入札参加希望者の公募について…………… 11
- 入札参加希望者の公募について…………… 12
- 入札参加希望者の公募について…………… 13
- 入札参加希望者の公募について…………… 14
- 入札参加希望者の公募について…………… 14
- 受益者負担金の賦課対象区域について…………… 15
- 入札参加希望者の公募について…………… 16
- 入札参加希望者の公募について…………… 17

規 則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第3号中

骨髄移植	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
------	---

骨髄移植等	職員が骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
-------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年 8月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年秋田市条例第32号）の施行期日は、平成24年11月1日とする。

告 示

秋田市告示第198号

次の被保険者証返還命令予告書および弁明の機会付与通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令予告書および弁明の機会付与通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 8月 8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

被保険者証返還命令予告書および弁明の機会付与通知書

秋田市告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 8月 8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
たつやデンタル クリニック	秋田市八橋本町二丁目11番 8号	平成24年 7月17日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
歯科平和公園 クリニック	秋田市外旭川字大畑33番地 7	平成24年 7月11日
高 清 水 薬 局	秋田市中通六丁目15番2号	平成24年 6月30日
メイプル薬局	秋田市泉馬場14番10号	平成21年 5月31日

秋田市告示第200号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月 8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 21台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 0台

- (2) 撤去し、保管した年月日

平成24年 7月 1日から同月31日まで

- (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成24年 8月22日から平成25年 2月22日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還

申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第201号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

平成24年8月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成24年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年8月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
あ い ご	秋田市広面字樋ノ下25番地2 コーポ伊藤5号	平成24年 7月15日

2 変更

開設者氏名 又は名称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社東北リスクマネジメント 代表取締役 間山 光樹	たんぼほ居宅介護支援センター 秋田市寺内字イサノ101番地 アルファコート 1F	ケアセンターみさご 秋田市飯島美砂町5番71号	平成24年 7月20日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
認知症デイサービス日吉坂	秋田市新屋比内町7番4号	平成24年 6月30日

ひがし稲庭クリニック 認知症対応型 通所介護	秋田市下北手松崎字岩瀬 124番地	平成24年 6月30日
稲庭クリニック デイサービス センター	秋田市南通亀の町2番21号	平成24年 6月3日

秋田市告示第203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第85条の規定により告示する。

平成24年8月10日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービ スの種類
株式会社 りぼん	居宅介護支 援事務所り ぼん	秋田市泉馬 場10番29号	平成24年 7月31日	居宅介護 支援
有限会社 那須薬局	有限会社那 須薬局	秋田市御野 場新町三丁 目4番22号	平成24年 7月31日	居宅介護 支援
株式会社 愛 光	居宅介護支 援事業所陽 だまりの里	秋田市仁井 田字西潟敷 388番地	平成24年 8月3日	居宅介護 支援

秋田市告示第204号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成24年8月10日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
406	秋田市新屋天秤野71番1号	サンクス秋田勝平店

秋田市告示第205号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
平成24年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第206号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第207号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第208号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり一部廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成24年 8月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号 LC0402-10
- 2 廃止する指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 廃止の年月日 平成24年 8月21日
- 4 廃止する指定道路の位置
秋田市千秋北の丸26番4の内、26番29の内、26番32の内、26番33の内および26番34の内
- 5 廃止する指定道路の延長および幅員
延長 69.30メートル
幅員 4.00メートル

秋田市告示第209号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成24年 8月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号 KC9302-26
- 2 廃止する指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 廃止の年月日 平成24年 8月21日
- 4 廃止する指定道路の位置
秋田市土崎港東一丁目33番408の内、35番17の内、35番71の内、35番72の内、36番38の内、37番1の内、38番1の内、49番の内、49番2の内、50番10の内、50番2の内、50番3の内、50

番4の内、50番5の内、50番6の内、50番7の内、50番8の内、50番9の内、土崎港南三丁目435番61の内および436番39の内

5 廃止する指定道路の延長および幅員

延長 166.40メートル

幅員 4.00メートル

秋田市告示第210号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 8月22日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第108号	きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	平成24年 9月1日

秋田市告示第211号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 8月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第168号	いちご調剤薬局	秋田市川元山下町7番22号	平成24年 9月1日

秋田市告示第212号

平成24年 9月 6日市議会議事堂に秋田市議定会例会を招集する。

平成24年 8月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第213号

市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収業務を次の者に委託したが、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年 8月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目8番5号
社団法人秋田市医師会
会長 福 島 幸 隆
- 2 変更があった事項およびその内容
委託の期間
変更前 平成24年 4月1日から平成25年 3月31日までの1年間
変更後 平成24年 4月1日から同年 8月31日までの5か月間
- 3 変更の理由
市立夜間休日応急診療所を平成24年 9月1日に廃止するため

秋田市告示第214号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成24年 8月31日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
407	秋田市山王一丁目7番4号	ローソン秋田山王 けやき通店

秋田市告示第215号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

平成24年 8月31日

秋田市長 穂 積 志

教 委 告 示

秋田市教委告示第12号

平成24年 8月23日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年 8月20日

秋田市教育委員会
委員長 米 本 かおり

選 管 告 示

秋市選管告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成24年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成24年 8月30日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 期間 平成24年9月3日から同月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第9号

平成24年 8月20日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年 8月13日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 3 農用地利用集積計画（平成24年度第5号）に関する件
- 4 農地等保全委員の選任に関する件

秋田市農委告示第10号

平成24年 8月20日午後2時に招集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成24年 8月16日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件

公 告

秋田市政告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成24年 8月1日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公売財産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 3,400,000円
- (3) 見積価額 34,000,000円

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成24年 8月14日(火)午後1時から同月28日(火)午後11時まで
- (2) 入札期間
平成24年 9月 4日(火)午後1時から同月11日(火)午後1時まで
- (3) 開札
平成24年 9月11日(火)午後1時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成24年 9月18日(火)午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成24年 9月18日(火)午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

- 買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
 - 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
 - 13 消費税等の取扱い
土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価額に既に消費税相当額を含んでいる。
 - 14 公売保証金
入札に当たり、1の(2)の公売保証金の納付が必要となる。
 - 15 その他
 - (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間中に所定の入札参加申込手続が必要である。
 - (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消しおよび変更はできない。
 - (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
 - (6) 公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
 - (7) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。
 - (8) 公売財産の建物に付随する屋上パラペット部の笠木と幕板（アルミ）に破損がある。さらに、建物の壁のタイルが浮いている状態で、モルタル部分を含め落下するおそれがある。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う麻疹又は風しんの第3期および第4期の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月2日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
工 藤 香 里	かおりレディスクリニック 秋田市八橋三和町5番2号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年8月6日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
有限会社すぐる不動産 代表取締役 木村 秀三
秋田市泉南一丁目15番25号
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 富田 哲郎
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フォーラスターミナルビル
所在地 秋田市千秋久保田町4番2号
秋田市中通七丁目2番1号
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
 - (ア) 変更前 なかよしターミナルビル
 - (イ) 変更後 フォーラスターミナルビル
 - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (ア) 変更前
 - a 株式会社アスコット 代表取締役 加賀谷 慎二
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
 - b 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 清野 智
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
 - (イ) 変更後
 - a 有限会社すぐる不動産 代表取締役 木村 秀三
秋田市泉南一丁目15番25号
 - b 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 富田 哲郎
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
 - ア 1(3)アについては平成21年7月30日
 - イ 1(3)イ a については平成21年7月30日
1(3)イ b については平成24年6月22日
 - ウ 1(3)ウについては平成24年7月20日
- (5) 変更理由
 - ア 1(3)アについては建物名称の変更のため
 - イ 1(3)イについては大規模小売店舗設置者を設置する者の名称及び住所並びに代表者の変更のため
 - ウ 1(3)ウについては小売業者の社名・代表者名・住所の変更と小売業者入替えによる退店及び出店のため

2 届出年月日 平成24年8月2日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成24年8月6日から同年12月6日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙（省略）に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成24年8月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数 (162台)
 - 追分駅前自転車等駐車場 30台
 - 上飯島駅前自転車等駐車場 1台
 - 土崎駅前自転車等駐車場 26台
 - 土崎図書館前自転車等駐車場 21台
 - 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 18台
 - 新屋駅前自転車等駐車場 33台
 - 秋田駅西地下自転車等駐車場 6台
 - 秋田駅東自転車等駐車場 6台
 - 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 1台
 - 牛島駅東自転車等駐車場 13台
 - 牛島駅西自転車等駐車場 3台
 - 下浜駅前自転車等駐車場 1台
 - アトリオン広場地下自転車等駐車場 3台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
 - 平成24年 7月30日から同月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前 9時から午後 5時まで
 - イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 - 平成24年 8月20日から平成25年 2月20日まで
 - (ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日を除く。)
- 2 返還を受けるために必要な事項
 - 自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分
 - この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
- 4 問合せ先
 - 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
 - 秋田市都市整備部交通政策課
 - 電話 866-2035

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成24年 6月11日付け秋田市指令第2630号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年 8月 8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 - 秋田市山王新町 1 番29号
 - 株式会社秋田住宅流通センター
 - 代表取締役 北嶋 末治
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 - 秋田市仁井田字新中島1053番 3、1057番 7、1175番20、1175番37、1246番 2 および1246番 3

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定

により、平成24年 7月 9日付け秋田市指令第3007号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年 8月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 - 秋田市保戸野千代田町 2 番43号
 - 三光不動産株式会社
 - 代表取締役 安倍 秋一
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 - 秋田市八橋本町三丁目212番 2、213番 2、214番 2 および215番 2

秋田市公告

平成24年 9月 2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は、次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定により公告する。

平成24年 8月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 宅地の所有権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
佐 藤 清太郎	秋田市千秋久保田町 6 番55号
高 橋 宗 悟	秋田市千秋久保田町 4 番70号
守 屋 誠	秋田市千秋久保田町 4 番67号
石 田 一 豊	秋田市千秋久保田町 4 番55号
今 井 光 男	秋田市千秋久保田町 5 番25号
男鹿谷 共 充	秋田市千秋久保田町 5 番 7 号
株式会社ベルコ	大阪府池田市空港一丁目12番10号

- 2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
高松木材株式会社	秋田市新屋大川町20番 3 号

秋田市公告

平成24年 9月 2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有権者が選挙する委員および宅地の借地権者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

平成24年 8月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第 5 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年 8月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成24年 8月27日から同年 9月13日まで。ただし、

土曜日および日曜日を除く。

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成24年9月28日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成24年8月31日

秋田市長 穂 積 志

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成24年8月31日

至 平成24年9月28日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき実施する平成24年度のポリオの定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月31日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類 ポリオ定期予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 生後3月から90月に至るまでの間にある者
(2) 対象者の特例として、平成24年9月1日より前に経口ポリオワクチンを1回接種した者については、平成24年9月1日以降は、ポリオの初回接種を1回受けた者とみなす。
(3) 平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを2回接種した者は、定期の予防接種として受けることはできない。

3 予防接種を行う期間 平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日

4 予防接種を行う場所および接種協力医師 別表のとおり

5 予防接種の接種方法および回数 ポリオの定期の予防接種の初回接種は、不活化ポリオワクチンを20日以上の間隔をおいて、3回皮下に注射するものとし、摂取量は、毎回0.5ミリリットルとする。

6 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
(2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
(3) 明らかな発熱を呈している者
(4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
(6) 経口生ポリオ、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、B C Gおよびロタウイルスの予防接種を受けた後、27日以上の間隔をおいていない者
(7) 上記以外の予防接種を受けた後、6日以上の間隔をおいていない者
(8) 輸血やガンマグロブリンの投与後、3月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6月）を経ていない者
(9) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

7 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
(2) 予防接種で接種後、2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
(3) 過去にけいれんの既往がある者
(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
(5) 接種しようとする接種液の成分（抗生物質）に対してアレルギーを呈するおそれのある者

8 予防接種料金 無料
別表

Table with 3 columns: 医療機関名, 所在地, 医師名. Lists various hospitals and clinics in Akita City and their respective doctors.

おのぼ高橋小児科医院	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋 康
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目 7 番22号	小松 偉子
		小松 和男
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	金子ミサヲ
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目 19番18号	佐々木剛一
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目 1 番11号	荘司 裕
		荘司 靖子
澤口医院	秋田市八橋三和町14番 6 号	澤口 博
島田クリニック	秋田市川元山下町 7 番21号	島田 堅一
		島田 俊亮
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴木 雪子
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	苗村 双葉
たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町 4 番47号	高橋 郁夫
田近医院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地 1	田近 武彦

土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土田 蓉子
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地 5	西宮 藤彦
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	橋本 禎嗣
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町 2 番16号	原田 健二
三浦小児科・内科医院	秋田市新屋勝平町 2 番25号	三浦 靖徳
湊小児科医院	秋田市中通五丁目 7 番34号	湊 元志
やすおか小児科医院	秋田市保戸野千代田町14番 9 号	安岡 健二
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地 3	綿貫 桃代

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 8 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第18号 豊岩浄水場沈澱池汚泥掻き機修繕	秋田市豊岩豊巻字上野164番地	平成25年 2 月28日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として、本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年 8 月24日(金)

(5) 注意事項

- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 8 月21日(火)午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 8 月20日(月)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年 8月3日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 8月3日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 8月21日(火)から同月22日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第19号 1系N o. 2 余剰汚泥ポンプ吐出弁修繕	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成25年 1月31日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として、本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 8月21日(火)午前10時45分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 8月24日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加する

- 確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
 - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 8月3日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- こと。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 8月20日(月)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年 8月3日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年8月3日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年8月21日(火)から同月22日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
 - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年8月3日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第20号 豊岩浄水場脱水機 ろ布交換修繕	秋田市豊岩豊巻 字上野164番地 (豊岩浄水場内)	平成24年11月30日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に、機械器具設置工事で登録していること。 ② 浄水場において、加圧脱水機設備の整備実績があること(元請、下請は問わない)。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として、本業務に配置できること。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年8月20日(月)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年8月3日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年8月21日(火)午前11時15分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年8月24日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年8月3日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年8月21日(火)から同月22日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
イ 施工実績調書(様式4)および契約書等の写し
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年8月3日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第21号 清水木ポンプ場送水ポンプ修繕	秋田市雄和新波字大巻197番地	平成24年12月20日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として、本業務に配置できること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年8月20日(月)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成24年8月3日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年8月21日(火)午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年8月24日(金)
- (5) 注意事項
ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年8月3日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年8月21日(火)から同月22日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
 - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年8月10日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第22号 豊岩浄水場ろ過池 表洗弁修繕	秋田市豊岩豊巻 字上野164番地 (豊岩浄水場)	平成24年12月20日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に、機械器具設置工事で登録していること。 ② バタフライ弁空気式開閉器の整備実績があること（元請、下請は問わない。）。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - オ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として、本業務に配置できること。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年8月22日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年8月10日(金)から同月22日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年8月23日(木)午後2時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年8月27日(月)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年8月10日(金)から同月22日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年8月23日(木)から同月24日(金)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

3 入札参加申込みに関する事項

- 6 その他
 - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年8月24日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第23号 仁井田浄水場高圧電気設備修繕	秋田市仁井田字新中島221番地 2	平成25年3月15日	電気工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として、本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年8月24日(金)から同年9月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年9月5日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年9月10日(月)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年8月24日(金)から同年9月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年9月5日(水)から同月6日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年9月4日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）。

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 8月24日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第24号 Dコンベア減速機モーター修繕	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成25年 2月15日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として、本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- ア 受付期間 平成24年 8月24日(金)から同年 9月 4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 8月24日(金)から同年 9月 4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 9月 5日(水)から同月 6日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年 8月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一
賦課対象区域

手形字山崎および土崎港北五丁目（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの）

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 9月 5日(水)午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 9月10日(月)
- (5) 注意事項

- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 9月 4日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年8月31日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・業務名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第84号 飲料水兼用耐震性 貯水槽定期点検業 務委託	八橋運動公園相 撲場地内	平成24年11月30日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に、水道施設工事で登録していること。 ② 飲料水兼用耐震性貯水槽内面点検業務および緊急遮断弁点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 資格を有する者を主任技術者として、本業務に配置できること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年9月12日(水)午前11時15分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年9月18日(火)
- (5) 注意事項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
 - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年9月11日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年8月31日(金)から同年9月11日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年8月31日(金)から同年9月11日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年9月12日(水)から同月13日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 業務施工実績調書（様式3）および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入

札参加希望者を公募する。

平成24年8月31日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・業務名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第85号 浄水場電動弁点検 業務委託	秋田市仁井田 字新中島221 番地2（仁井 田浄水場）	平成24年12月25日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に、機械器具設置工事で登録していること。 ② 電動バタフライ弁の整備実績があること（元請、下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年9月12日(水)午前11時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年9月18日(火)
- (5) 注意事項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
 - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年9月11日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年8月31日(金)から同年9月11日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年8月31日(金)から同年9月11日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年9月12日(水)から同月13日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434